

# 中山間地域等直接支払事業の 概要

埼玉県農林部  
農業ビジネス支援課

# 日本型直接支払制度について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」  
(平成27年4月施行)

農業の有する多面的機能とは...

- 国土の保全
- 水源のかん養
- 自然環境の保全
- 良好な景観形成...など



農村住民だけでなく、  
国民全員にとって  
大切な役割

これら多面的機能が十分に発揮されるために

「日本型直接支払制度」を実施

# 日本型直接支払制度について

## 日本型直接支払制度

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

平成27年度から法律に基づく制度として1つの枠組みで実施

# 中山間地域等直接支払制度とは

## 制度概要

- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って5年間以上農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の制度創設以降、第1期～第3期対策まで実施し、平成27年度から第4期対策（平成27年度～31年度）が開始。

## 対象者

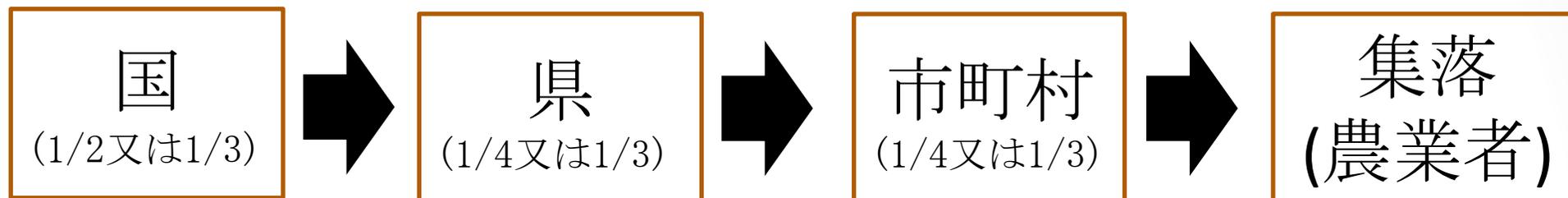
- ・ 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等



# 中山間地域等直接支払制度とは

## 交付金の流れ

( ) は負担割合



※ 交付金は集落の取り決めの下で、協定参加者個人に支払われる「個人配分」と、集落活動のために支出される「共同活動費」に充てることができる

## 交付単価

### 急傾斜

※10aあたり

### 緩傾斜

地目・傾斜	単価
田 (1/20以上)	21,000円
畑 (15° 以上)	11,500円

地目・傾斜	単価
田 (1/100以上)	8,000円
畑 (8° 以上)	3,500円

# 中山間地域等直接支払制度とは

## 協定に定める活動内容

必須

### 1 農業生産活動等を継続するための活動（単価の8割を交付）

- ① 農業生産活動等
  - ・耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、鳥獣害防止対策等）
  - ・水路、農道等の管理活動
- ② 多面的機能を増進する活動
  - ・周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

任意

### 2 体制整備のための前向きな活動（1+2で単価の10割を交付）

A要件、B要件、C要件の中から1つを選択し、実施

- ・A要件：農業生産性の向上
- ・B要件：女性・若者等の参画を得た取組
- ・C要件：集団的かつ持続可能な体制整備

# 中山間地域等直接支払制度とは

## 体制整備のための前向きな活動

### A要件

※以下の項目より2つ以上選択

- 機械・農作業の共同化
- 生産条件の改良
- 担い手への農作業委託
- 高付加価値型農業
- 担い手への農地集積

### B要件

※女性・若者等の参加が必要

- 新規就農者による営農
- 消費・出資の呼び込み
- 農産物の加工・販売

### C要件

- 集団的かつ持続可能な体制整備
- ※ 協定参加者が高齢等により農業生産活動の継続が困難になった場合に、農業生産活動を継続し得る体制を構築し、協定に位置づけるもの。

# 中山間地域等直接支払制度とは

## 加算措置

H27  
拡充

### ① 集落連携・機能維持加算

#### 【集落協定の広域化支援】

複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合

⇒**地目にかかわらず 3,000円/10a 加算**

#### 【小規模・高齢化集落支援】

小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで活動を実施する場合

⇒**田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a 加算**

H27  
新規

### ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全及び有効活用に取り組む場合

⇒**田・畑 6,000円/10a 加算**

# 中山間地域等直接支払制度とは

## その他

### 交付金の返還について

- 原則として5年間農業生産活動を継続しない場合は、協定農用地の全てについて交付金を協定締結時に遡り返還する必要がある。
- しかし、協定参加者の死亡・高齢や自然災害等、やむを得ない事情で農業生産活動の継続が困難になった場合には、交付金の返還が免除される場合がある。

### 評価について

- 国要領に基づき、本検討委員会において中間年評価（平成29年度）及び最終評価（平成31年度）を審議していただく予定。

# 平成26年度実施状況

## 全国の実施状況

- 東京都、大阪府を除く 45道府県、998市町村、28,078協定で実施
- 交付面積：687,220ha
- 交付金額：54,175百万円
- 協定参加者数：61万人



## 埼玉県の実施状況

- 14市町村、79協定で実施
- 交付面積：400ha
- 交付金額：34,987千円
- 協定参加者数：1,684人



# 中山間地域等直接支払制度の活用事例

鳩山町竹本集落 協定面積2ha 交付金額10万6千円 協定参加者16人

「多様な担い手の確保」として、協定農用地内で企業の福利厚生事業である農作業体験の受け入れを行っている。

集落外から小さな子どもを含む多くの人々が入ってきたことにより、地域に活気が呼び戻された。

- 協定参加者が以前勤めていた企業の社員やその家族を受け入れ。
- 作付体験を行っており、企業側は30人～40人が参加している。
- 年に1度は集落で収穫祭を実施し、交流の場となっている。



大根の収穫  
体験

あずまや  
での収穫祭



御清聴ありがとうございました

